

令和3年6月17日

1. 出席議員

議長 山口昌宏
1番 坂口正勝
3番 猪村利恵子
6番 吉原新司
8番 古川盛義
11番 松尾陽輔
13番 石橋敏伸
15番 松尾初秋
18番 牟田勝浩
20番 江原一雄

副議長 末藤正幸
2番 豊村貴司
5番 江口康成
7番 上田雄一
9番 吉川里己
12番 池田大生
14番 宮本栄八
17番 川原千秋
19番 杉原豊喜

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 川久保 和 幸
次 長 山 口 美 矢 子
議事係 長 奥 幹 久
議事係 員 木 寺 裕 一 朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政	次
副	市長	北	川	文	雄
教	育	松	尾	正	和
総	務	山	崎	利	幸
総	務	諸	岡		淳
企	画	庭	木	龍	一郎
営	業	古	賀	淳	一
営	業	永	尾		徹
福	祉	松	尾	義	則
こ	ども	秋	月	智	恵
こ	ども	諸	岡	和	信
ま	ち	野	口	智	幸
環	境	山	口	英	明
総	務	後	藤	一	寿
企	画	弦	卷	喜	友
財	政	藤	井	英	昭
会	計	山	田		勝
選	挙	谷	口		博
監	査	青	木		治
農	業	一	ノ	直	
農	業		瀬		

議 事 日 程 第 5 号

6月17日(木) 10時開議

日程第1	第47号議案	専決処分の承認について(武雄市税条例等の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第2	第48号議案	専決処分の承認について(令和3年度武雄市一般会計補正予算(第2回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第3	第49号議案	専決処分の承認について(附帯控訴の提起について)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第4	第50号議案	武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第5	第51号議案	武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第6	第52号議案	武雄市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第7	第53号議案	武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第8	第54号議案	武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第9	第55号議案	武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第10	第56号議案	武雄市消防団条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第11	第57号議案	令和3年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第12	第58号議案	武雄市新球場建設(建築主体)その2工事請負契約の締結について(質疑・総務常任委員会付託)
日程第13	第59号議案	朝日公民館建設(建築主体)工事請負契約の締結について(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第14	報告第3号	令和2年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第15	報告第4号	令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第16	報告第5号	令和2年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第17	報告第6号	令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)

日程第18	報告第7号	令和2年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（質疑）
日程第19	報告第8号	令和2年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（質疑）
日程第20	報告第9号	令和2年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第21	報告第10号	令和2年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）

開 議 10時

○議長（山口昌宏君）

おはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第58号議案及び第59号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第47号議案

日程第1. 第47号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第47号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第47号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第48号議案

日程第2. 第48号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第48号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 48 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3 第 49 号議案

日程第 3. 第 49 号議案 専決処分 of 承認についてを議題といたします。

第 49 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませぬか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 49 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4 第 50 号議案

日程第 4. 第 50 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を議題といたします。

第 50 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第51号議案

日程第5. 第51号議案 武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第51号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第52号議案

日程第6. 第52号議案 武雄市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第53号議案

日程第7. 第53号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第53号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第8 第54号議案

日程第8. 第54号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第54号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第54号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第55号議案

日程第9. 第55号議案 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第55号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

20番 江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

1 点だけですけど、第 9 条の乳待坊公園の管理は法人その他の団体であって、市長が指定するもの、この説明をお願いします。

○議長（山口昌宏君）

山口環境部長

○山口環境部長〔登壇〕

おはようございます。第 9 条の乳待坊公園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するものという条文になっております。

決定につきましては、指定管理者の選定委員会にかけて最終的に決定をするということになります。

○議長（山口昌宏君）

質疑はございませんか。

江原議員、ちょっと待ってください。

今後、質疑を出すときには通告制にしておりますので、その点については十二分に配慮をいただきたいと思います。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

これは議運でも一緒ですけど、数字とか調査せにゃならんことではなくて、この条文について中身を聞いているだけですから、簡潔に答えられる内容ですから、議長、お願いします。

ということで質問しますが、この法人その他の団体であって、今後、選定委員会で選定する、それを市長が指定するということでしょうか、法人その他の団体であってと、これはどういう範囲の方々の、いわゆる申込みできる要件、その他どんなのがあるんですか。

○議長（山口昌宏君）

山口環境部長

○山口環境部長〔登壇〕

予定では公募をしたいというふうに考えておりますが、乳待坊公園キャンプ場の魅力をアップしていただける、集客を多くしていただける、周辺の活性化をしていただける、そういう団体法人を考えております。

いずれにしても公募という形になりますので、公募の中から決定していきたいと考えております。

○議長（山口昌宏君）

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

では、もう今年の 4 月から 3 名の方をお願いして、事実上、動いているわけですね。

それとの整合性はどうなっていくのでしょうか。(発言する者あり)

○議長(山口昌宏君)

山口環境部長

○山口環境部長〔登壇〕

現在、委託している分につきましては、乳待坊いこいの広場の、広場の管理、受付とか、そういった維持管理、駐車場の管理、清掃とかそういった維持管理だけですので、今後は先ほど申し上げましたように、魅力アップの要素を取り入れられた、そういった団体の方が応募していただければということで、指定管理者の依頼をしていきたいと考えているところでございます。

○議長(山口昌宏君)

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第55号議案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第56号議案

日程第10. 第56号議案 武雄市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第56号議案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 第57号議案

日程第11. 第57号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算(第3回)を議題といたします。

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第12 第58号議案

日程第12. 第58号議案 武雄市新球場建設(建築主体)その2工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。庭木企画部長

○庭木企画部長〔登壇〕

おはようございます。第58号議案 武雄市新球場建設(建築主体)その2工事請負契約

の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書その2の1ページを御覧ください。

本議案は、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った2つの共同企業体を指名し、5月27日に入札を行いまして、栗原・橋口・松田建設共同企業体が、消費税を含め5億3,831万8,000円で落札され、6月2日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和4年2月28日までとなっております。

整備内容につきましては、内野スタンド、外野スタンド、バックスクリーン・スコアボード工事、グラウンド工事等となります。

議案資料1ページに球場レイアウト図、2ページから7ページまでに各種工事種別の平面図、断面図、立面図など、それから8ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第59号議案

日程第13. 第59号議案 朝日公民館建設（建築主体）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

おはようございます。第59号議案 朝日公民館建設（建築主体）工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書その2の3ページを御覧ください。

本議案は、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事は建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った3つの共同企業体を指名し、6月3日に入札を行いまして、本山・松尾一建建設共同企業体が、消費税を含め2億1,615万円で落札され、6月9日付で仮契約を締結したものであります。

工期は議決の日の翌日から令和4年2月21日までとなっております。

整備内容につきましては、朝日公民館建設の建築主体工事となります。

議案資料 9 ページに配置図、付近見取図、10 ページに平面図、11 ページに立面図、12 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 報告第 3 号

日程第 14. 報告第 3 号 令和 2 年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 3 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第 15 報告第 4 号

日程第 15. 報告第 4 号 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第 16 報告第 5 号

日程第 16. 報告第 5 号 令和 2 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 17 報告第 6 号

日程第 17. 報告第 6 号 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 18 報告第 7 号

日程第 18. 報告第 7 号 令和 2 年度武雄市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第 19 報告第 8 号

日程第 19. 報告第 8 号 令和 2 年度武雄市下水道事業会計予算繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 20 報告第 9 号

日程第 20. 報告第 9 号 令和 2 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 21 報告第 10 号

日程第 21. 報告第 10 号 令和 2 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 10時20分

